大和市立柳橋小学校いじめ対応フローチャート

令和5（2023）年度更新

教育委員会の取り組み

・研修会、担当者会、フォーラム等の中で、いじめのない学校づくりを推進
・教職員の資質の向上
・いじめに関する調査と状況把握
・必要に応じてメッセージ等を発信

いじめ未然防止委員会

日常的な取り組み

・いじめを許さない集団づくり
・自己肯定感・充実感を高める学校生活づくり
・心のアンテナを高くし丁寧な観察
・面談やアンケートの実施
・学校・家庭・地域の連携推進
・相談しやすい環境や信頼関係の構築

関係機関

指導室

・学校からの報告、家庭からの相談を受け、学校と家庭の調整
・**必要に応じて指導主事を派遣**
・当該校の指導体制、事案の経過確認、および指導助言。関係機関との連絡調整
・状況によっては出席停止の措置検討

青少年相談室

・相談員によるカウンセリング
・スクールソーシャルワーカーによる家庭への支援
・心理診断等

警察

・学校と警察との連携制度活用
・事件相談
・被害届の受理と対応
・少年相談・保護センターでの相談・指導

児童相談所・家庭こども相談室

・家庭、本人の相談・支援

医療機関

・医療ケアの実施とアドバイス
・心理診断やカウンセリング

状況により、関係機関によるスクールサポートチームを編成し、学校に派遣する。

連携

いじめの気づき・発見・訴え

いじめ対応委員会による迅速な対応

いじめ対応委員会

校長
教頭
担任・学年窓口
児童指導中核教諭
教育相談コーディネーター
養護教諭

全職員への報告

正確な情報と現状認識の共有化

正確な事実確認

子どもからの聞き取り
家庭・地域との連携

ケースにより、取材対応の窓口の一本化について校内で確認、指導室とも連絡を取り合う

・被害児童の保護・加害児童への指導
・被害児童・保護者への謝罪の場を設定

・被害を受けた児童の心のケアに留意
・いじめを繰り返さないための配慮や見守り
・加害児童の新しいスタートの支援
・継続した丁寧な指導

- - - は拡大部会